

チャイナ尖閣特設サイトに反駁する



いし のぞむ
(長崎純心大学准教授)

はじめに

- 1 針路簿『順風相送』
- 2 陳侃『使琉球録』
- 3 黄叔璥『臺海使槎録』
- 4 ジョン・ケアリー「チャイナ新マップ」
- 5 蔣友仁(ミシェル・ブノワ)「坤輿全圖」

附録 『乗槎集』、『海東集』、『含暉堂遺稿』原文及び和訓

はじめに

平成26年末、チャイナ政府は尖閣特設サイト(diaoyudao.org.cn)を開し、多くの史料を列して捏造を強化した。我々が「歴史はどうでもいい」と逃げるのはたやすいが、日本政府公式見解は「歴史的にも法的にも日本の領土」である。歴史ある美しい日本としては、歴史の細部を確認し、尖閣史が100 vs ゼロであることを世界に知らせる必要がある。本稿は特設サイトから代表的な史料についてチャイナ主張原文を選び、逐一分かり易い反駁を期する。

1 針路簿『順風相送』

【サイト原文】

現在見つかっている範囲で、最も早く釣魚島、赤尾嶼などの地名を記載した史籍は、1403年(明・永楽元年)に完成した『順風相送』である。これは、早くも14、15世紀に中国はすでに釣魚島を発見し、命名したことを示している。

【駁1】

書中では長崎の西洋人に言及する。長崎開港の西暦1570年より以後

に成った書だと分かる。1403年ではない。

【駁2】

書中にはスペイン人がマニラで建設した「銃城」(城砦)についても記載する。マニラ開府は西暦1571年であり、開府後のマニラに城砦が築かれたのは1573年である。よって『順風相送』は1573年以後に成立した。

【駁3】

西暦1403年はこの針路簿の上巻が作られた年代に過ぎない。序文には1403年にイスラム教徒鄭和の船が西洋等に行った時の航路だと書いてあるため、原始形態は西洋航路書だったと分かる。その時代の「西洋」とは、スマトラ島からインド・アラビア方面への海域を指す。一方でジャワ島・ボルネオ島・フィリピン・台湾島・尖閣・琉球・日本は全て「東洋」と呼ばれた。

全巻の凡例は西洋に渡航する西方面航路を記載する。次の上巻も凡例の通りの各地を記載する。ところが下巻はマニラ・台湾島・琉球・長崎などに渡航する東洋航路を記載し、凡例と全く異なる。下巻は1573年以後に添加された部分であり、下巻の末尾の釣魚嶼も晩期の記載だと分かる。

【駁4】

上巻は西航路で100あまりの水深の計測記録を載せるが、下巻の東航路では僅か2だけである。上巻の西航路では海底の泥地・砂地・硬地などの計測結果を多く載せるが、下巻の東航路ではひとつしか載せない。上巻と下巻とが全く異なる文化の書であったことが分かる。上巻はスマトラ以西のイスラム文化の書であり、下巻はチャイナ文化の書である。

【駁5】

『順風相送』は「牽星術」(緯度計測術)を記録した最古の書としても知られる。緯度にもとづきインド洋の中央を東西方向に直航するために最も有効な技術である。上巻には牽星術による北斗星・南十字星などの計測結果を多く載せる。ところが下巻の東航路では牽星の記録をひとつも載せない。特に尖閣航路は東西方向であり、インド洋と同じく南北への針路傾斜が常に問題であったから、緯度計測は最も有効のはずだが全く言及しない。要するに上巻はイスラム航法、下巻はチャイナ航法である。

チャイナ人は緯度計測術を有しなかった。下巻の末尾に載る尖閣は、上巻までの西暦1403年と全く無関係である。

【駁6】

釣魚嶼・黄毛嶼・赤嶼の「嶼」は琉球の領土内の島名に無い字なので、嶼字そのものがチャイナ領土を示すとの主張も久しく以前から有る。しかし『順風相送』及び西暦1556年の鄭舜功『日本一鑿』、1561年の鄭若曾『琉球圖説』及び『日本圖纂』では、慶良間諸島の阿嘉島を「赤嶼」「赤坎嶼」と記載する。琉球領土内にも「嶼」の島名が有ったことが分かる。

【駁7】

「嶼」は小島の漢文名である。大きな島の漢文名は「島」、大小を分けない漢文名が「山」である。代表例として宮古島の漢文名が「太平山」、慶良間の漢文名が「馬齒山」であった。しかし明朝までの史料では琉球諸島の記載そのものが少ないので、小さな無人島まで記録されることはほとんど無い。したがって琉球領内で「嶼」字は少ない。一方の尖閣諸島は小さいながらも航路の要地であったから、「嶼」の島名が記録されたのである。「嶼」字の有無と領土の内外とは全く別である。

2 陳侃『使琉球録』

【サイト原文】

1534年(明・嘉靖13年)、時に陳侃は史料左給事中を務め、琉球の冊封正使に任命され、命令により琉球に遣わされた。陳侃の著作『使琉球録』には、「釣魚嶼を過ぎ、黄毛嶼を過ぎ、赤嶼を過ぎ、日に暇を接せず……古米山が見え、乃ち琉球に属する者なり。夷人は舟におきて鼓舞し、喜びて家に達す。」とある。この一文に記されているように、古米山(即ち久米島)に至って琉球領内に入国したことになる故、釣魚島は琉球に属さないことが明らかである。

【駁1】

陳侃『使琉球録』は最古の釣魚嶼の記録だが、この前段の重要な部分はサイトで無視される。大使陳侃らは琉球への航路が分からなかったが、琉球人31名が陳侃の船の水先案内等を請け負ったため出航できたとしてある。「釣魚嶼」は琉球人の水先案内のもとで記録された島名なの

である。琉球人(日本人)が漢文で命名した可能性が99%となる。尖閣諸島にチャイナ名は存在しない。漢文はチャイナ語ではない。

【駁2】

チャイナ政府の論法では、久米島が琉球の領土線だから、その外側の尖閣は明朝の領土だとする。しかし琉球の領土線は明朝の領土線ではない。明朝の領土線は、西暦1461年の『大明一統志』など多くの地誌で「海岸まで」と定められた記録がある。東西の領土線の中間の尖閣は無主地であった。琉球の領土線を勝手にチャイナの領土線とするのが現チャイナ主張の基本的虚構手法であり、多くの史料をならべても全て嘘である。

3 黄叔瓚『臺海使槎録』

【サイト原文】

清朝の『台湾府誌』及び黄叔瓚が編集した『台海使槎録』などの政府の文献には、釣魚島に対する管轄状況を詳細に記載している。1871年(清・同治10年)に刊行された陳寿祺らが編纂した『重纂福建通誌』卷八十六には、釣魚島を海防の要衝とし、台湾府クバラン庁(現・台湾省宜蘭県)の管轄下に置いたと記されている。1872年、周懋琦が編纂した『全台図説』も釣魚島に関する記載を残している。

【駁1】

この4史料はどれも台湾島の地誌類であり、そこに記載される「釣魚臺」は、どれもほぼ同じ語句である。最も早い西暦1723年の黄叔瓚『臺海使槎録』原文に曰く、

「山後大洋、北有山、名釣魚臺、可泊大船十餘」

(山後の大洋は、北に山有り、釣魚臺と名づけらる、大船十餘を泊すべし)

と。「山後」とは台湾島東部(中央山脈以東)である。

往時の帆船は季節風で航行した。尖閣まで航行して半年後の季節風を待ってチャイナに戻ることは有り得ない。尖閣まで航行すれば必ず琉球まで行って半年後を待つ。そのため尖閣は全て琉球とともに記述される。ところがこの系列の4史料には、尖閣諸島中の他島も琉球航路も記載されない。尖閣ではなく別の「釣魚臺」と解せざるを得ない。